

庄内広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例

令和8年2月4日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業(同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業)

第2条 職員の自己啓発等休業については、次の号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

(1)鶴岡市から派遣されている職員 鶴岡市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成26年鶴岡市条例第4号)の適用を受ける鶴岡市職員の例による。

(2)酒田市から派遣されている職員 酒田市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年酒田市条例第53号)の適用を受ける酒田市職員の例による。

(3)庄内町から派遣されている職員 庄内町職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年庄内町条例第50号)の適用を受ける庄内町職員の例による。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。